明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産省**四六）　一
○農業経営統計調査規則の一部を改正する省令（**同**四七）　四

〔規　則〕
○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（**人事院**八―一二―二一）　六
○人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則（**同**八―一八―三六）　九

〔告　示〕
○ブラジルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（**農林水産**一六七二）　二
○農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件の一部を改正する件（**同**一六七三）

〔官庁報告〕
官庁事項
令和五年度における予算使用の状況（令和五年度出納整理期間を含む。）（内閣）　三八
令和六年度第一・四半期における予算使用の状況（同）　三九
令和六年度第一・四半期における国庫の状況（同）　三八
人事院規則八―一八（採用試験）第六条第二項第一号の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一四）　一四五
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第四項の規定に基づき、昭和六十年人事院事務総局公示第一号の一部改正に関し、決定した件（人事院事務総局公示一）　一四六
人事院規則八―一八（採用試験）第五条第一項の規定に基づき、平成二十三年人事院事務総局公示第二号の一部改正に関し、決定した件（同二）　一四六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一四七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　一八〇
会社その他
会社決算公告　一四

省令

○農林水産省令第四十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月四日

農林水産大臣　坂本　哲志

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表二（第九条関係）

地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一　（略）	アキー、アコカンテラ・オッポシティフォリア、アコカンテラ・シンペリ、アジマ・テトラカンタ、アボカド（付表第六十、第六十四、第七十、第七十二、第八十九及び第九十に掲げるものを除く。）、あめだまのき、アルタボトリス・モンテイロアエ、アンティデスマ・ウェノスム、ウィクストロエミア・フィリレイフォリア、エウクレア・ディウィノルム、エケベルギア・カペンシス、オクシアンツス・ザングエバリクス、オピリア・アメンタケア、オリーブ、オールスパイス、オレア・ウッディアナ、カシューナッツ、カッシネ・シュヴァインフルティアナ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、きんきじゅ、ククミス・ディプサケウス、くさとべら、グルーイア・トリコカルパ、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、サラシア・エレガンス、ジャボチカバ、スカエウォラ・プルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カッフルム、フィリキウム・デキピエンス、フェイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエンシス、フルエッゲア・ウィロサ、ブル	（略）

改正前

別表二（第九条関係）

地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一　（略）	アキー、アコカンテラ・オッポシティフォリア、アコカンテラ・シンペリ、アジマ・テトラカンタ、アボカド（付表第六十、第六十四、第七十、第七十二及び第八十九に掲げるものを除く。）、あめだまのき、アルタボトリス・モンテイロアエ、アンティデスマ・ウェノスム、ウィクストロエミア・フィリレイフォリア、エウクレア・ディウィノルム、エケベルギア・カペンシス、オクシアンツス・ザングエバリクス、オピリア・アメンタケア、オリーブ、オールスパイス、オレア・ウッディアナ、カシューナッツ、カッシネ・シュヴァインフルティアナ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、きんきじゅ、ククミス・ディプサケウス、くさとべら、グルーイア・トリコカルパ、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルプス・エリプチクス、ごれんし、ざくろ、サラシア・エレガンス、ジャボチカバ、スカエウォラ・プルミエリ、そらまめ、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、はてるまぎり、ハルペフィルム・カッフルム、フィリキウム・デキピエンス、フェイジョア、ブティア・エリオスパタ、ブティア・カピタタ、フラゲラリア・グイネエンシス、フルエッゲア・ウィロサ、ブル	（略）

ケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルスティー、ペンタロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ポポー、ポリスファエリア・パルウィフォリア、マメーリンゴ、モノドラ・グランディディエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゅうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリペテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八ま

ケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルスティー、ペンタロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ポポー、ポリスファエリア・パルウィフォリア、マメーリンゴ、モノドラ・グランディディエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゅうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く。）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリペテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八ま

		で、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。）の生果実	
二～二十三　（略）	（略）		（略）

付表

一～八十九　（略）

九十　ブラジルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、農業経営統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月四日

農林水産大臣　坂本　哲志

農業経営統計調査規則の一部を改正する省令

農業経営統計調査規則（平成六年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査事項） **第六条**　調査は、次に掲げる事項について行う。 一　（略） 二　農業への投下労働時間 三～五　（略） 六　農業経営体の収入及び支出に関する次の事項 イ　農業及びその他の事業の収入及び支出 （削る） （削る） ロ・ハ　（略） 七・八　（略） 2　（略） （調査方法） **第七条**　調査は、調査客体に調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を送付（電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ。）して行う自計報告調査又は統計職員若しくは統計調査員（次条第一項に規定する統計調査員をいう。）（以下「統計職員等」という。）が調査客体の貸借対照表、損益計算書そ	（調査事項） **第六条**　調査は、次に掲げる事項について行う。 一　（略） 二　農業への投下労働時間及び調査客体の農業経営に関与する者が当該調査客体の事業として生産した農産物又は調査客体が権原に基づき使用する耕地若しくは施設を用いて行う加工その他の農業と密接な関連を有する事業活動（以下「農業生産関連事業」という。）への投下労働時間 三～五　（略） 六　農業経営体の収入及び支出に関する次の事項 イ　農業収入及び農業支出 ロ　農業生産関連事業に係る収入及び支出 ハ　農外事業収入及び農外事業支出 ニ・ホ　（略） 七・八　（略） 2　（略） （調査方法） **第七条**　調査は、調査客体に調査票（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を送付（電磁的記録を送信する場合を含む。以下同じ。）して行う自計報告調査又は統計職員若しくは統計調査員（次条第一項に規定する統計調査員をいう。）（以下「統計職員等」という。）が調査客体の貸借対照表、損益計算書そ

		で、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。）の生果実	
二～二十三　（略）	（略）		（略）

付表

一～八十九　（略）

（新設）

の他の会計に関する書類（電磁的記録を含む。以下「決算書類」という。）を閲覧し、若しくは調査客体から決算書類の提供を受けることにより、統計職員等が当該決算書類の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して行う調査の方法によって行う。この場合において、必要があると認めるときは、統計職員等は、調査客体に対し、面接調査を行うものとする。

2　農林水産大臣は、前項に掲げる調査に係る事務の全部又は一部を民間事業者に委託して行うことができる。

（報告の義務）

第八条　調査客体を代表する者は、第六条第一項に規定する調査事項について、第七条第一項の規定により送付された自計報告調査の調査票に記載し、若しくは記録して地方農政局等の長若しくは第七条第二項の規定により調査に係る事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者（以下「受託事業者」という。）にその定める期日までに送付し、統計職員等若しくは受託事業者に決算書類を開示し、若しくは提供し、又はその質問に対し口頭で回答しなければならない。

2　調査客体を代表する者が前項の規定による記載、記録、送付、開示、提供又は回答をすることができないときは、統計職員又は受託事業者が指定する調査客体の農業経営に関与している者が同項の規定による記載、記録、送付、開示、提供又は回答をしなければならない。

（報告等）

第十条　地方農政局等の長は、第七条第一項の規定により統計職員等が作成した調査票及び第八条第一項の規定により調査客体から送付された調査票に基づき、調査客体別の結果を収録した電磁的記録（以下「調査客体記録」という。）を作成しなければならない。

2　（略）

3　地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。第十二条第三項において同じ。）は、第一項の規定により作成した調査客体記録又は前項の規定により送付された調査客体記録に基づき、都道府県別の結果表を作成するとともに、当該調査客体記録を電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

4　受託事業者は、第七条第一項の規定により自らが作成した調査票及び第八条第一項の規定により調査客体から送付された調査票を農林水産大臣に送付するとともに、当該調査票に基づき調査客体記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

5　前四項に規定するもののほか、第二項の調査の報告に関し必要な事項にあっては沖縄総合事務局長が、前二項の調査の報告に関し必要な事項にあっては農林水産大臣が定める。

（全国結果表の作成及び公表）

第十一条　農林水産大臣は、前条第三項及び第四項の規定により送付された調査客体記録の内容に基づき、全国結果表を作成する。

2　農林水産大臣は、前項の規定により作成した全国結果表の概要を第四条に規定する調査期間の最終日の属する年の翌年の十二月三十一日までに、その詳細を逐次、公表する。

（関係書類の保存）

第十二条　農林水産大臣は、第十条第三項及び第四項の規定により送付された調査客体記録及び前条第一項の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

2　農林水産大臣は、第十条第四項の規定により送付された調査票を前条第二項の規定により公表した日の属する年の翌年の四月一日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

の他の会計に関する書類（電磁的記録を含む。以下「決算書類」という。）を閲覧し、若しくは調査客体から決算書類の提供を受けることにより、統計職員等が当該決算書類の内容を記載し、若しくは記録した調査票を作成して行う調査の方法によって行う。この場合において、必要があると認めるときは、統計職員等は、調査客体に対し、面接調査を行うものとする。

（新設）

（報告の義務）

第八条　調査客体を代表する者は、第六条第一項に規定する調査事項について、第七条の規定により送付された自計報告調査の調査票に記載し、若しくは記録して地方農政局等の長にその定める期日までに送付し、統計職員等に決算書類を開示し、若しくは提供し、又はその質問に対し口頭で回答しなければならない。

2　調査客体を代表する者が前項の規定による記載、記録、送付、開示、提供又は回答をすることができないときは、統計職員が指定する調査客体の農業経営に関与している者が同項の規定による記載、記録、送付、開示、提供又は回答をしなければならない。

（報告等）

第十条　地方農政局等の長は、第七条の規定により統計職員等が作成した調査票及び第八条第一項の規定により調査客体から送付された調査票に基づき、調査客体別の結果を収録した電磁的記録（以下「調査客体記録」という。）を作成しなければならない。

2　（略）

3　地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。第十二条第二項において同じ。）は、第一項の規定により作成した調査客体記録又は、前項の規定により送付された調査客体記録に基づき、都道府県別の結果表を作成するとともに、当該調査客体記録を電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

（新設）

4　前三項に規定するもののほか、第二項の調査の報告に関し必要な事項にあっては沖縄総合事務局長が、前項の調査の報告に関し必要な事項にあっては農林水産大臣が定める。

（全国結果表の作成及び公表）

第十一条　農林水産大臣は、前条第三項の規定により送付された調査客体記録の内容に基づき、全国結果表を作成する。

2　農林水産大臣は、前項の規定により作成した全国結果表の概要を第四条に規定する調査の期間の最終日（以下「調査最終日」という。）の属する年の翌年の十二月三十一日までに、その詳細を逐次、公表する。

（関係書類の保存）

第十二条　農林水産大臣は、第十条第三項の規定により送付された調査客体記録及び前条第一項の規定により作成した全国結果表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

（新設）

３　地方農政局長は、第十条第三項の規定により作成した都道府県別の結果表を前条第二項の規定により公表した日の属する年の翌年の四月一日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

４　地方農政局等の長は、第七条第一項の規定により統計職員等が作成した調査票及び第八条第一項の規定により調査客体から送付された調査票を前条第二項の規定により公表した日の属する年の翌年の四月一日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（調査に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前に既に開始されている農業経営統計を作成するための調査については、なお従前の例による。

（関係書類の保存に関する経過措置）

第三条　この省令による改正前の農業経営統計調査規則（以下「旧規則」という。）第七条の規定により作成した調査票及び第八条第一項の規定により調査客体から送付された調査票並びに旧規則第十条第三項の規定により作成した都道府県別の結果表の保存については、なお従前の例による。

２　地方農政局長は、第十条第三項の規定により作成した都道府県別の結果表を調査最終日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

３　地方農政局等の長は、第七条の規定により統計職員等が作成した調査票及び第八条第一項の規定により調査客体から送付された調査票を調査最終日の翌日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年九月四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則八―一二―二一

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（名簿からの採用の方法の特例） **第九条**　（略） ２・３　（略） ４　任命権者は、規則八―一八（採用試験）第三条第二項第一号に掲げる採用試験のうち、次の各号に掲げる採用試験の対象となる本省庁（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職について、当該官職を対象とする名簿（以下この項において「対象名簿」という。）に記載されている者のみでは本省庁に属する官職に求められる適性等を有する者を十分に得ることができないと見込まれるときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる採用試験の区分に応じ、当該各号に定める名簿に記載されている者で本省庁に属する官職に求められる適性等を有すると認めるものの中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。 一　規則八―一八第四条第一項の規定により区分された行政の採用試験であって、同規則第五条第一項の規定により区分されたもの　当該区分された採用試験の結果に基づいて作成された名簿であって、対象名簿以外のもの	（名簿からの採用の方法の特例） **第九条**　（略） ２・３　（略） ４　任命権者は、規則八―一八（採用試験）第三条第二項第一号に掲げる採用試験のうち、同規則第四条第一項の規定により区分された行政の採用試験であって、同規則第五条第一項の規定により区分されたもの（以下この項において「一般職大卒程度行政地域試験」という。）の対象となる本省庁（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職について、当該官職を対象とする名簿に記載されている者のみでは本省庁に属する官職に求められる適性等を有する者を十分に得ることができないと見込まれるときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、当該名簿以外の一般職大卒程度行政地域試験の結果に基づいて作成された名簿に記載されている者で本省庁に属する官職に求められる適性等を有すると認めるものの中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。 （新設）

改正後	改正前
二　規則八―一八第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験であって、同規則第五条第一項の規定により区分されたもの　当該区分された採用試験の結果に基づいて作成された名簿であって、対象名簿以外のもの	（新設）
5・6　（略）	5・6　（略）
（名簿の有効期間）	（名簿の有効期間）
第十四条　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。	**第十四条**　名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年（規則八―一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験のうち、同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験（以下この項において「教養区分試験」という。）を除く。）に係る名簿にあっては五年、同規則第三条第一項第二号に掲げる採用試験（教養区分試験に限る。）に係る名簿にあっては六年六月、同条第三項第十二号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては一年二月）とする。
一　規則八―一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　五年	（新設）
二　規則八―一八第三条第一項第二号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験　六年六月	（新設）
三　規則八―一八第三条第二項第一号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験　六年	（新設）
四　規則八―一八第三条第三項第十二号に掲げる採用試験　一年三月	（新設）
2・3　（略）	2・3　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行前に効力が発生した規則八―一八（採用試験）第三条第三項第十二号に掲げる採用試験に係る採用候補者名簿の有効期間については、この規則による改正後の規則八―一二第十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分又は傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分又は傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）	**別表**　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）
一　任免	一　任免

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
規則八―一二（職員の任免）の通知の文書（第十二条第二項又は第十四条第三項により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分又は傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分又は傍線部分のように改める。	任命結果通知書	七年	廃棄
規則八―一二（職員の任免）の通知の文書（第十二条第二項又は第十四条第三項採用候補者が採用される時期につい	任命結果通知書	七年	廃棄

八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第二号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）	ての希望を申し出た場合の通知の文書					
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第三号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）	任命結果通知書	採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書	六年			
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第一号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）	任命結果通知書	採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書	五年	（略）	（略）	（略）
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる採用試験に係る名簿に係るものを除く。）	任命結果通知書	採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書	一年	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が六年六月とされているものに限る。）	ての希望を申し出た場合の通知の文書					
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が五年とされているものに係るものに限る。）	任命結果通知書	採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書	五年			
第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項の規定により有効期間が一年又は一年二月とされているものに係るものに限る。）	任命結果通知書	採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書	一年	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

人事院総裁　川本　裕子

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年九月四日

人事院規則八―一八―三六

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
二～二十　（略） 備考 一～五　（略）	二～二十　（略） 備考 一～五　（略）

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	（略）	（略）
	林学	十　法第四十五条の二第一項第二号に規定する官職のうち、主として林学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	教養	十一　法第四十五条の二第一項第二号に規定する官職のうち、課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を必要とする業務に従事することを職務とする官職であって、前各号に掲げる官職を除く全ての官職
（略）	（略）	（略）

別表第二　採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目
（略）	（略）	（略）

別表第一　区分試験及び区分試験の対象となる官職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	（略）	（略）
	林学	十　法第四十五条の二第一項第二号に規定する官職のうち、主として林学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
（略）	（略）	（略）

別表第二　採用試験の試験種目（第六条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	試験種目
（略）	（略）	（略）

国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）		
（略）	（略）	（略）
デジタル・電気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学 農業農村工学 林学	基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）及び人物試験	
教養	基礎能力試験、課題対応能力試験、一般教養論文試験及び人物試験	
（略）	（略）	（略）

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	行政 デジタル・電気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学 農業農村工学 林学 教養	次に掲げる者 イ　（略） ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)・(2)　（略） (3)　教養の区分試験にあつては、(1)及び(2)に掲げるもののほか、試験年度の四月一日における年齢が二十歳の者
（略）	（略）	（略）

国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）		
（略）	（略）	（略）
デジタル・電気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学 農業農村工学 林学	基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）、専門試験（記述式）及び人物試験	
（略）	（略）	（略）

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
（略）	（略）	（略）
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	全ての区分試験	次に掲げる者 イ　（略） ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)・(2)　（略） （新設）
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和六年十二月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八別表第一国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項中教養の区分試験の実施に必要な準備行為をすることができる。